

最新判決情報

2015 年
〔6 月分〕

○セントコメックス事件

知財高裁 H27.6.9 H27(行ケ)10012 審決取消請求事件(清水節裁判長)

第 25 類「被服、履物」他を指定商品とする被告登録商標「**SENTCOMEX**」(標準文字)の類似商標である使用商標「**SENT COMEX**／セント コメックス」が、原告登録商標「**COMEX**」(右図)に類似し、出所混同を生じさせたとして、商標法 53 条に基づき取消審判を請求したが、これが不成立とされたため、当該審決の取消しが求められた事案である。

COMEX

しかし、原告引用商標は、ファッション雑誌において、被告ハイヒールを履いたモデルの写真の横や下に、小さなフォントで、モデルが身につけている商品の値段や販売店の表記や説明文と共に記載されているものがほとんどであり、単独での紹介や広告等はなく、売上げも靴、履物市場全体の中では大きいものではないなどとして、引用商標の周知性が否定された。

さらに、被告使用商標「**SENT COMEX**／セント コメックス」と原告登録商標「**COMEX**」とは類似しないので、混同を生ずるおそれもないとして、審決が支持されている。

○ルネ事件

知財高裁 H27.6.11 H26(行ケ)10264 審決取消請求事件(富田善範裁判長)

第 24 類「布製身の回り品」、第 25 類「被服」他を指定商品とする被告登録商標「**RUNE**」(標準文字)に対して、同じく第 24 類と第 25 類を指定商品とする原告登録商標「**René**」(右図)を引用して無効審判を請求したが、これが不成立とされたため、当該審決の取消しが求められた事案である。

René

称呼類似であっても、外観や観念の相違から非類似と判断された例である。

判決では、本件被告商標「**RUNE**」は、英語で「ルーン」、ローマ字読みで「ルネ」と称呼され、英語では「ルーン文字、北欧古代文字、神秘的な記号」を意味するが、一般的に知られていないので、特段の観念は生じないとされた。

他方引用商標「**René**」は、フランス語で「ルネ(男の名)」を意味し、これを知る需要者らは「ルネ」と称呼する。またフランス語を知らない需要者らは「レネ」とも称呼する。

したがって、両商標は共に「ルネ」の称呼を生ずる点で共通する。しかし、取引の実情として、被服や履物という商品の店頭販売、通信販売、インターネット販売においては、商品の外観を見て購入するのが通常であって、商標の称呼のみをもって商品の出所を識別し、購入するとは考え難い。

而して、両商標は、語頭が「R」で共通するが、これに続く 3 文字は本件商標では「**UNE**」、引用商標では「**ené**」となり、当該 3 文字部分は本件商標が全部大文字であるのに対して引用商標は全部小文字と異なり、かつ引用商標の末尾の「**é**」の上にはアクセント記号が付けられているというように、外観上は明確に相違している。

よって、両商標は出所混同のおそれのない非類似の商標であるとして審決が支持された。

本件判決でも、机上の判断により、商標自体から称呼を認定しているが、本来の取引の実情としては、本件商標、引用商標がどのような称呼によって、それぞれの権利者が取引を行ない、需要者がそのように認識しているか否かがまず事実認定されるべきであろう。

そして、もし両商標が「ルネ」との称呼で取引され認知されていた場合、需要者らはネット検索するに当たり、スペリングの難しい英文字ではなく、カタカナの「ルネ」によって検索するであろう。そして、ヒットしたサイトを開いた場合でも、「RUNE」「René」などのスペリングは日本人には不慣れな部類に入るので、そのような状況において本当に混同が生じないか否かが審理されるべきであろう。

逆に、仮に本件商標「RUNE」が「ルーン」の称呼で、他方、引用商標が「ルネ」の称呼で取引されていたとしたら、需要者らはそれぞれ「ルーン」、「ルネ」として認識し、ネット検索するであろうから、机上での「ルネ」の称呼の類似性を検討するまでもなく、出所混同のおそれのない非類似の商標と判断しても差し支えないであろう。

なお判決では、両商標の外観上の相違をいうが、例えば、本件商標はすべて大文字で「RUNE」であると認定しているが、本件商標が使用される場合、「Rune」のように表記しても同一性が認められるのであるから、標準文字商標のような場合に、称呼類似ながら非類似商標と認定するために、文字構成の外観上の相違を敢えていうことは妥当性を欠くように思われる。

〇こんぴら／金比羅製麺事件

知財高裁 H27.6.18 H26(行ケ)10266,10267 審決取消請求事件(清水節裁判長)

第 29 類「カレーうどんのもと」他及び第 30 類「うどんのめん」他を指定商品とする出願商標「こんぴら製麺」(右上)および「金比羅製麺」(右下)が、他人である香川県の「宗教法人金刀比羅宮」の著名な略称「こんぴら」「金比羅」を含むとして、商標法 4 条 1 項 8 号により拒絶された。その審決取消訴訟であるが、知財高裁でも審決が支持されている。

こんぴら製麺
金比羅製麺

我々は日常「こんぴらさん」などと気軽に呼んでいるが、宗教法人の名称の愛称であることに注意する必要があるであろう。

これにより、原告は本件商標の登録を断念することになるが、本件判決によって「こんぴら製麺」ないしは「金比羅製麺」と言う商標が使用できなくなるという訳ではない。けだし、商標法は商標登録に関する手続きは規定しているが、使用してはいけない商標については、規定していないからである。

仮に、宗教法人金刀比羅宮が、本件商標の使用を差し止めようとする場合、不正競争防止法によることになるが、不競法 2 条 1 項 1 号だとすると、金刀比羅宮の周知性と製麺業との出所混同のおそれを立証しなければならなくなる。

これも仮にだが、ネットで調べると、温泉ホテル業で「琴平花壇」や「琴平グランドホテル」「琴平リバーサイドホテル」があり、讃岐うどん店でも「こんぴらや」がある。「琴平」は「琴平町」という町名でもあるが、これらの名称の存在が、本願商標の使用差止めに対して、どのような影響があるのであろうか。

なお最高裁 HP では、事件の名称が「商標登録取消審決取消請求事件」と誤記されている。

〇ブレット事件

知財高裁 H27.6.30 H26(行ケ)10141 審決取消請求事件(清水節裁判長)

第 12 類「二輪自動車」他を指定商品とする登録商標「BULLET」(右図)に対して請求した不使用取消審判が不成立とされたため、当該審決の取消しが求められた事案である。

使用商標(1)及び(2)は、右中段と右下であるが、使用商標(1)は間違いなく本件商標の同一性の範囲内であろう。

BULLET



ROYAL ENFIELD BULLET 500 EFI

而して、原告審判請求人は、本件商標権の移転の事実や、使用証拠として提出された INVOICE の信用性、ウェブサイトの日付などを争ったが、特に問題となる点はないようであり、審決が支持されている。